

## 国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」保存管理計画策定委員会 ―第8回― 議事録

- 1 日 時 平成25年3月21日(木) 10時～12時
- 2 会 場 ときわ会館 5階 小ホール
- 3 出席者
  - (1) 委員
    - ① 学識経験者  
佐々木寧委員(会長)、堂本泰章委員(副会長)、磯田洋二委員、小茂田美保委員、藤野毅委員
    - ② 行政関係者  
竹島睦委員、秋間英雄委員、鯉沼貢委員
  - (2) 助言指導者  
文化庁文化財部記念物課 本間暁文化財調査官  
埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課 須田大樹主事
  - (3) 事務局  
青木文化財保護係長、渡辺主査、長谷川主任、宮下主事
- 4 議事  
保存管理計画書構成案の検討
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 傍聴人の数 3人
- 7 議事内容 下記のとおり

### 記

#### 議事事項 保存管理計画書構成案について

事務局が資料1により説明

- ・ 前回の会議では参考資料1～3を基に審議したが、計画書全体の構成について見直した方が良いのではないか、というご意見があった。構成を流動的にせず、まずは全体の流れについてご了解いただき、方向性を固めた上で、盛り込む内容について提示するので、表現等も含めご指導いただきたい。
- ・ 資料1は、保存管理計画書の本体に当たる。
- ・ 保全すべき本質的価値を明示した構成にすべきというご意見に基づき、V章2(1)を設けた。
- ・ V章の構成について、3「保存管理の方法」は、主に指定地内を対象とした内容。4「環境整備」は、周辺を含め、指定地の保全や活用を環境を整えていく方法について。5「保存管理の体制」では、全体を含め、保存管理を行っていく上での体制を提示。
- ・ 活用についてはVI章にまとめた。

## 意見

### 佐々木委員

- ・ V章1「保存管理の理念と方針」については、ご意見をうかがっているので、今回はV章2「特別天然記念物の本質的価値と構成する要素」以降を検討していきたい。特別天然記念物の本質的価値を何に置くかということは、天然記念物としての新たな再定義と言える。

### 磯田委員

- ・ 田島ヶ原の価値としては、植物や周辺の環境だけでなく、人との関わりが非常に重要であり、春に陽が当たるようにしている等、大事な要素がある。また、サクラソウ、その他の植物が持っている遺伝的要素は資源として重要であり、その2点についても入れた方が良いのではないか。

### 本間調査官

- ・ 本質的価値を構成する要素として何を守っていくか、きちんと書く事は良いが、どういう目標にするのかという部分についてもここに書き込んでおくと、それを実現していくための方法という流れになる。保存管理計画の前段として、IV章「現状と課題」(参考資料3)についても議論しておく必要がある。前提を踏まえ、目標を設定するという流れについて、共通認識を持てるように議論を進めていくべき。

### 佐々木委員

- ・ 目標設定としては、サクラソウの遺伝的要素の保全や人との関わりがある。この地域は日本伝統の花見の場所で、市民の憩いの場であったという、歴史的・文化的面がある。サクラソウ以外の湿生植物群について、氾濫原としての湿地環境というキーワードが入っているが、植物に限らず生態系というようなキーワードを入れる必要があるのではないか。昆虫を含め動物もいるので、湿生植物群、湿地環境を含めた大きな囲みとして、生態系というキーワードを入れた方が良い。

### 磯田委員

- ・ それは非常に大事なことであり、多くの学者は、現在のサクラソウ自生地は孤立した島のような状態であると言っている。特に花粉を媒介するような昆虫がないという指摘がある。今後、自然の状態においても、昆虫等による受粉が行われて、自然に累代を継いでいけるような状態にすることが望ましいので、生態系について入れた方が良い。その際、指定地だけでなく、バッファー・ゾーンも含めて考える必要がある。

### 佐々木委員

- ・ V章2(3)「本質的価値を保全し活用するための要素」として、「指定地管理・調査のための工作物等」、「指定地活用のための工作物等」が挙げられているが、本質的価値としてここに入れるべきものなのか。どういう施設を想定しているのか。

### 事務局 (青木係長)

- ・ 本質的価値に関わる問題ではないが、指定地の中にある要素として挙げた項目。「指定地管理・調査のための工作物等」として、具体的には、柵のほか、調査のための永久木の杭等を念頭に置いている。

#### 佐々木委員

- ・ それは本質論ではないので、V章3「保存管理の方法」等、他の項目に入れても良いのではないか。V章2は「特別天然記念物の本質的価値と構成する要素」なので、施設が入るといふのは分からない。

#### 竹島委員

- ・ 本質的価値→課題→目標という構成を考えるべきであり、IV章「現状と課題」（参考資料3）について、課題を考えるには本質的価値→課題→目標設定、その先に保存管理の在り方が出てくるといふ流れにした方が、物事の考え方として分かりやすい。V章2(資料1)の本質的価値等については、IV章に入れて価値・課題とした方が良いのではないか。

#### 佐々木委員

- ・ V章は「保存管理計画」なので、本質的価値等についてはその前のIV章で述べられているべき。
- ・ 本質的価値としては、日本の固有植物であるサクラソウの遺伝的価値、サクラソウだけでなくその他の湿地植物を含めての遺伝的価値、生態系的な大きな意味での価値、歴史・文化、人との関わりとしての価値等がある。
- ・ V章3「保存管理の方法」(1)「保存管理の地区区分と取扱い」の構成について、指定地・指定地外・両方に関わる全体について、分け方を整理した方が良い。「指定地の景観保全」が指定地外の方に入っているが、全体を含めた内容。また、「代替できない公益的、防災上の機能」は指定地も持っている。

#### 磯田委員

- ・ 保存管理計画はかなり将来のことを見通しておく必要がある。V章3「保存管理の方法」は、現状の指定地だけを捉えているように感じるが、現状維持を良いとするかどうか。第1次指定地のE区について、実際には角がないような形、指定地を拡張するような形が将来あっても良いのではないか。

#### 事務局（青木係長）

- ・ それは指定の在り方に関わることだと思うが、自生地としての現状が維持されているのは、現在の指定地の範囲だけだと理解している。そこにある自生地の、指定地としての価値を保全していくことが第一であると考えている。周囲への指定地の拡大については、現在の指定地と同等の価値を持つ範囲が、その周囲にも広がっている場合は、指定の範囲に入らなう。指定地の中だけで完結できないので、指定地の保全のために周辺をどのように関わらせていくかということは大きな課題であると認識している。

#### 磯田委員

- ・ 第1次指定地・第2次指定地の図面が会議で配布されているが(第6回資料参照)、現状を正確に伝えていないと思う。最近、測量が行われ、先程のE区の部分は実際には芝生になっているが、指定地に入る。境界がきちんと定まっているのであれば、境界に沿った部分について取り上げて欲しい。

#### 佐々木委員

- ・ 指定地は指定地で死守するという考え方と、バッファー・ゾーンをどう考えるかに関わって

くる。IV章「現状と課題」1「課題の抽出」で、何が課題なのかを項目としてきちんと出す必要がある。乾燥化、帰化植物の問題等を解決するための方法論として、指定地の中だけでは解決できないので、バッファゾーン・ゾーンの考え方が入ってくる。

#### 本間調査官

- ・ V章2「本質的価値」に目標を入れて、IV章に持っていくことは良いが、指定地だけではなく、指定地を良い状態で保つために、周辺環境をどうしていけば良いかについての目標も掲げる必要がある。V章3「保存管理の方法」で、指定地・指定地外という分け方をしているが、全体を広く見て指定地外も含めてどういうレイアウトにするかという目標を掲げないと、その後の保存管理につながらず、実際に役立つような話にならない。
- ・ V章3「保存管理の方法」(2)「植生の保全」は具体的な作業。目標のための保存管理策としては、もっと大きな流れの中で方向性を付け、具体的な日常管理はその後に持っていくという流れにするのが保存管理計画の考え方であると思う。

#### 佐々木委員

- ・ まず、本質的価値である湿地植生をどう守るのかという本質的な部分を第一に述べ、その後、手段として人為的管理をどこまでやるかという話の流れにする。
- ・ サクラソウの増殖の問題について、過去の委員会では、第2次指定地で実験的に増殖を進め、第1次指定地は基本的には植栽しないことになっていたが、第1次指定地について今後どうするか。
- ・ V章3(2)「植生の保全」の項目にはないが、関わる課題として、樹木による被陰、帰化植物の侵入、乾燥化等がある。

#### 磯田委員

- ・ 在来植物の中にも競争関係がある。帰化植物も含めて競争植物について入れた方が良い。
- ・ V章3(2)「植生の保全」に、「サクラソウや他の湿生植物の増殖」とあるが、「増殖」という言葉の使い方は良いか。やたらに増殖されても困る。今後、サクラソウのいろいろな課題を解決していくための方法として、「増殖」ではなく、「管理」にした方が良いのではないか。
- ・ 第2次指定地では平成8年にサクラソウを増殖したが、第1次指定地では現在、自然の増殖はほとんど見られず、クローンであり、何年か先には絶滅するということが予測されている。そのことについて、V章3(2)の前に入っていれば、第1次指定地に何かしなければならぬということを入る構成になるのではないか。

#### 佐々木委員

- ・ 第2次指定地に植栽した結果と評価が分かれば、応用できる。

#### 磯田委員

- ・ 結果が出ていれば良いが、出ていない場合は継続してやっていくことが盛り込まれれば良いのではないか。

#### 佐々木委員

- ・ 「増殖」とすると方法論が決まってしまうので、それで良いかどうか。「サクラソウや他の湿生植物」とあるが、他の湿生植物とは具体的に何かという話になってくる。

### 本間調査官

- ・ 管理計画の前提として、現状と課題がきちんと出されて、それに対してどういう保存管理計画をするということがないと、この部分の構成も難しいのではないか。今までの議論を踏まえた、現状と課題のまとめがないまま、保存管理計画の議論に行ってしまったので、そのあたりが分かりづらくなっている。管理計画を考えるためには、現状と課題についてきちんと共通認識を持たなくてはならないので、議論できるような情報の取りまとめができるかどうか。DNA でほとんどクローンだという先程の話についても、データとして示し、管理計画の方にフィードバックされるということであれば、話が分かりやすいと思う。これまでの調査についての結果も、本来ある程度取りまとめていると、まとめが出てこないのではないか。

### 事務局（青木係長）

- ・ これまでの調査については、V章以前の部分で整理を行っている所だが、評価については、事務局レベルでは定められない。整理した上で提示するので、ご意見をいただきたい。今年度は、指定地内の植生の群落分布調査を行ったので、その結果について次回提示し、現状の群落分布について把握していただきたいと考えている。

### 堂本委員

- ・ 次回でなく、整理できた段階で早々に送付し、各自十分に読み込んだ上で次の委員会に臨む必要がある。

### 藤野委員

- ・ 分布状況のデータは昨年開花した時のものか。

### 事務局（青木係長）

- ・ データは昨年のももの。

### 藤野委員

- ・ 昨年のものであれば、既に委員会に出ている必要がある。

### 佐々木委員

- ・ これまでの委員会でも、第4回あたりから順を追って、現状と課題が議論されてきた。荒川・鴨川の河川管理の現状と水利計画、自生地内の立木管理、市民への周知、さくら草まつりの内容と展望、江川のサクラソウの現状、桜草公園を含め自生地周辺の公園の維持管理等について、現状と課題を抽出するための議論をしてきた。また、今までの株数調査の結果、地下水位のデータ等についても、資料として出されてきた。どういう課題があるかについては議論してきたので少なくとも羅列して提示されている必要があり、それを踏まえることで議論を進めることができる。

### 磯田委員

- ・ 鷲谷委員の著書を見ると、今のサクラソウの種子を使っていくと遺伝的に段々と劣化してしまうというデータが出ている。群落図で一つの群落と見なしているものは、実際にはいくつかのクローンがモザイク状に入っている。時間がかかるかもしれないが、どんなクローンがあるかということも記録しておく必要がある。遺伝子的なことは、V章3(2)「植生の保全」に入れるのか、別に項目を立てるのか。

#### 佐々木委員

- ・ 記録というのは、遺伝子解析をするのか、形態的な遺伝という意味か。

#### 磯田委員

- ・ できれば形態的な遺伝。一般的に見て分かることを記録すれば、そのクローンが何年経ったら消滅してしまうかが分かる。実際にサクラソウの寿命についてきちんと調べたデータはない。群落で調べただけでは分からないが、あるクローンがどれだけ範囲を広げていくかについても分かるようになる。

#### 佐々木委員

- ・ 鷺谷委員も私も参加している、霞ヶ浦のアサザプロジェクトで、アサザの植栽を行った。一時的に増えたが、クローンなので、その後急激に減少している。長期的スパンではどうなるか分からないが、植栽が持続的方法かどうかは断言できない。

#### 磯田委員

- ・ クロスを人為的にやった方が良いという話が鷺谷委員から以前あったが、計画のどこに入るか。

#### 佐々木委員

- ・ それは具体論なので、先程の本質的価値としては、少なくともサクラソウの遺伝的多様性を保全するということになる。
- ・ V章3(3)「湿地環境の保全」では、乾燥化等何が課題なのか分かるようにする。(4)「モニタリング」では、現在行っているモニタリングも含めて、現状の課題をきちんと抽出できるモニタリングになっているかどうか。株数調査、外来植物の除去、地下水位のデータを現在継続で行っているが、これからどういうことをモニタリングしていくか。(4)アの植生調査は、具体的に何をやるかということが重要。(4)イの水環境・土壌環境調査は、何を指して行うのか。今後、継続調査にするのか。

#### 事務局（青木係長）

- ・ 土壌環境調査については、水環境の富栄養化が問題というご指摘があると思うので、指定地の土壌自体の栄養状態については、定期的に把握する必要があるのではないか。

#### 佐々木委員

- ・ 富栄養化の原因が何かということになってくると、雨等、流入してくる水の水質調査等が必要ではないか。

#### 本間調査官

- ・ モニタリングは非常に大切だと思うが、V章3「保存管理の方法」ではなく、4「環境整備」の後に、もう一つ大きな項目として入れても良いのではないか。いろいろな環境整備をして、今後どういう調査・モニタリングをしていかなければならないのかという位置付けにする。V章3「保存管理の方法」で、定期的なモニタリングが必要だという記述は入れる必要はあると思うが、それがどういうことなのかということは、全体として環境整備をした後、環境調査する必要があるという流れで入れる。また、これまで議論してきたことだが、データが足りない部分があるので、きちんと調査をすべきだというような形で大きく項目を立てても良いのではないか。

#### 磯田委員

- ・ V章3(4)イ「指定地の環境に関する調査」の「環境」は、「自然環境」とした方が良いのではないか。
- ・ 乾燥化について、土壌水分だけでなく、空気中の水分、日照、蒸散量等、生育環境のデータがないという指摘があったが、今後それらは変わっていくと思う。温暖化にサクラソウは耐えるのかという問題もやがて出てくる。広い意味での自然環境の調査・モニタリングが必要。さらに、それらを測定する施設、工作物といったようなものも必要になってくる。

#### 佐々木委員

- ・ 株数調査について、方法論として課題はないか。

#### 磯田委員

- ・ 11箇所を自然抽出し、戦後開墾された所とそうでない所を半分ずつ選んだが、それが全体を代表しているかどうか。

#### 佐々木委員

- ・ 航空写真を使う等、全体を把握する方法はないか。
- ・ V章4(3)「湿地環境の再生」は、前の3(3)「湿地環境の保全」の内容に入っているのではないか。

#### 事務局（青木係長）

- ・ V章3(3)「湿地環境の保全」では、指定地内だけでは不十分という位置付けにして、指定地外を含めた湿地環境を総体として作り出すことを、4「環境整備」の中でどう実現していくかを示すという組み立てで考えている。

#### 佐々木委員

- ・ V章4(3)「湿地環境の再生」は、周辺環境であることをはっきりと示した方が良い。V章3までは主に内部の話だが、4「環境整備」は周辺を含めた議論なので、4(3)「湿地環境の再生」は、周辺環境を含めて全体を湿地環境に戻すということが、基本的な考え方か。

#### 事務局（青木係長）

- ・ 保全のために必要な範囲については再生が必要。

#### 磯田委員

- ・ V章4「環境整備」は、内容的に自然環境の部分と活用の部分を分けた方が良いのではないか。

#### 佐々木委員

- ・ VI章にも活用の項目が出てくるので、整理が必要。V章4(4)「活用環境の整備」は、VI章に入れれば良いのではないか。

#### 事務局（青木係長）

- ・ V章4(4)「活用環境の整備」は、VI章と重なる部分であるが、保全のための環境を整えていく中でも、活用のために必要あるいはあった方が望ましいものの配置等も関わってくるので、保全のためのことが第一にあるとしても、両者併せて検討する必要があると考えている。

### 佐々木委員

- ・ 指定地だけでなく指定地周辺を含めないと環境を守れないということで、解決する一つの方法がバッファー・ゾーンの設定だが、基本的にどのような考え方でやるか。バッファー・ゾーンが必要ということだけでは意味がないので、バッファー・ゾーンの利用についての縛り等、本質的価値を守るために必要なバッファー・ゾーンの範囲・環境をどのように考えるか。

### 事務局（青木係長）

- ・ バッファー・ゾーンの具体的な範囲について、絞り込み等をしていない状態ではあるが、物理的に鴨川によって東側が区画されている環境であり、大正期から昭和にかけて作られた横堤によって北側が区画されているので、それらが一つの範囲・区画になると考えている。また、桜草公園自体、都市公園として定着しているが、設置そのものが田島ヶ原サクラソウ自生地との存在と離れない形であり、自生地を前提とし、保全しつつ市民の憩いの場にするという目的で整備されたものなので、桜草公園の範囲までは検討すべき範囲だろうと考えている。

### 佐々木委員

- ・ 桜草公園の設置段階で、自生地が目的の一部に入っているのか。

### 事務局（青木係長）

- ・ 報告書作成に向けて、資料の調査をしており、原典はまだ確認していないが、『浦和市史』等の記述の中でそういう位置付けであることが明記されていることは確認している。

### 佐々木委員

- ・ バッファー・ゾーンはほとんど桜草公園なので、その部分の方向性ははっきり出すべき。

### 磯田委員

- ・ さくら草まつりをどうするかについても、計画書のどこかで取り上げなくてはならないのではないか。

### 佐々木委員

- ・ それは以前会議で議論し、彩湖公園の駐車場を有機的に利用できないか等意見があったので、どこかに入れた方が良くはないか。江川でのサクラソウ保護についても、同じ湿地環境ということで入れる。V章5「保存管理の体制」にも関わってくるのではないか。

### 秋間委員

- ・ 先程、遺伝的問題の話があったが、V章5「保存管理の体制」について、農業としての花卉栽培を研究する部門がさいたま市にあれば、そのような所との連携も必要になってくるのではないか。

### 磯田委員

- ・ 大崎にある農業者トレーニングセンターでは、さくら草まつりのための園芸サクラソウを栽培している。遺伝的に研究するというのではないが、伝統的サクラソウを増やすために展示用に栽培している。市の中で、遺伝的な研究をしている所はない。市民の側では、埼玉さくらそう会があるが、遺伝的なことはやっておらず、古典的なものを伝承している。



#### 佐々木委員

- ・ 古典的なサクラソウの遺伝子、形態を維持しているということは、ある意味では遺伝子保護であり、それも一つの日本の文化。

#### 磯田委員

- ・ 平成 8 年の増殖実験で、田島ケ原のサクラソウの種子で繁殖させたが、花の形だけで言っても、非常に変化がある。そういったものを園芸化するような機関がさいたま市にあっても良いのではないかと。田島ケ原の現在あるサクラソウの中から、新しい品種ができていけば、さいたま市にとっても誇れるものになるのではないかと。

#### 佐々木委員

- ・ サクラソウの形質を維持し、交雑させていないのか。

#### 磯田委員

- ・ 園芸植物は通常、遺伝的にはホモジネートになっている。園芸サクラソウはクローンなので雑種のまま。種で増やすと違う系統になってしまう場合もある。専らクローンで増やしていくのが伝統的。

#### 藤野委員

- ・ V章5「保存管理の体制」は、具体的に図示し、どこどこがどう結び付くかというようにしないと、体制を作っても全く動かないものになってしまう。どういう関係かを図で明確にしていくと、より具体的に考えることができるようになる。例えばモニタリングは非常に重要だが、どこがやるのか。「保護部局が管理」とあるが、実働部隊としては実際にできない。図にすると、そういうことも含めて、次の課題、議論の場所が見えてくる。

#### 本間調査官

- ・ V章5「保存管理の体制」の最初に「保護部局が管理」とあるが、群落を守り維持継続していくための管理として、文化財部局が全てやっていくのかという観点で考えるべき。非常に多くの部局が関与し協議会等を作っていく形になると思うので、どこが中心となるのか等を図示して整理した方が良いのではないかと。行政だけでなく、専門家等との関係も必要になってくる。

#### 磯田委員

- ・ このような会議に集まっている専門家でも、年間を通して田島ケ原に行っているわけではないので、分かりにくいこともある。田島ケ原は一見、毎年同じように見えるが、草本が毎年非常に変化し、1 年の中でも変化が非常に大きいので、専門的に見てもらえる立場の人が欲しい。できれば市の中に、田島ケ原に関わる専門的な学芸員が必要。長年、その役割を私が担ってきたが、不安定な人間ではなく安定した人間が市の方で確保できることが望ましいと思っており、そのあたりについても考えて欲しい。

#### 堂本委員

- ・ その点について同感であり、市の現行の体制でこの計画をやることに、無理があると感じている。この体制では、田島ケ原の財産を守る状況にはなっていないということを入れるべき。

#### 佐々木委員

- ・ 田島ヶ原に限らず、全国にある、いろいろな天然記念物の社会環境を含め、自然環境が大きく変わっている中で、それぞれが課題を抱えているので、いわゆるそこだけを守るといふスタンスにはもうないということも全体の課題として考えるべき。

#### 竹島委員

- ・ V章5「保存管理の体制」の後、役割分担を計画の中で明確に示すのか。どの部局が何をするのか。体制が不十分という議論が先程あったが、役割分担を書かないと体制を作っても動かないのではないか。そこを書く場合は、内部あるいは私達も含めて関係行政機関との間の調整も出てくると思うので、早めに案を作って調整を進めていくべき。

#### 佐々木委員

- ・ VI章1(1)「保存管理の理念実現に向けて」は、全体に関わることなので、VI章ではなく、もっと前に入れた方が良いのではないか。
- ・ VI章「活用」についても、今までの広報やパンフレット、調査報告書等を踏まえ、経緯・課題を入れ、どうしたら良いかを書く。

#### 磯田委員

- ・ V章4(4)「活用環境の整備」に、「便益施設」とあるが、具体的にどういうものか。

#### 事務局（青木係長）

- ・ 必要なものとして、駐車場、トイレ、休憩施設等を想定している。

#### 磯田委員

- ・ 自生地がある場所に建てるのは難しいかもしれないが、市民に開かれた活用の場として資料館等があると良いのではないか。サクラソウが咲く時期になると、最近では国や公立のいろいろな施設で見応えのある展示が行われ、例えば、栽培されたサクラソウの歴史や遺伝的な問題等の展示がある。特別天然記念物としてのサクラソウの自生地として、地元にもそのような施設があっても良いのではないか。10年、20年先にできることではないかもしれないが、そういう施設があるべきということを入れてはどうか。さらに、学校教育・生涯学習の場としても活用できれば良い。また、今後も植生の保全のための作業が継続して行われていくと思うが、作業員が使う多くの器具をきちんと格納する場所等も現在はない状況なので、そういうことも含めて、作業のための施設を設置することも必要ではないか。

#### 本間調査官

- ・ V章4「環境整備」について、指定地だけでなく、周辺をどのようにアレンジして指定地を良い状態に持っていくのか、図示した方が分かりやすいので、検討した方が良い。

これをもって、会議を終了した。